

# 青森県報

第四千百三十三号

平成二十八年  
四月八日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(青い森鉄道 対策室) …… 一

### 告 示

特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) …… 一

### 公 告

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更……………(商工政策課) …… 六

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) …… 六

## 規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を

次のように改正する。

附則第三項中「青森市と北海道札幌市とを連絡する新幹線鉄道のうち青森市と北海

道北斗市とを連絡する区間の開業の日の属する年度」を「平成三十年度」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

## 告 示

青森県告示第二百九十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

実 施 期 日	実 施 場 所	検 査 対 象 区 域
平成二十八年 五月九日 午前十一時から 正午まで	中央公民館	大鱈町
午後一時から 午後三時まで		
五月十日 午前十一時から 正午まで	田舎館村民体育館	田舎館村
午後一時から 午後三時まで		
五月十一日 午前十一時から 正午まで	田舎館村民体育館	田舎館村
午後一時から 午後三時まで		
五月十二日 午前十一時から 正午まで	田舎館村民体育館	田舎館村
午後一時から 午後三十分まで		
五月十三日 午後一時から 午後三時まで	平川市碓ヶ関総合支所	

五月十六日	午前十一時三十分から 午後一時三十分まで	平川市尾上地域福祉センター <sup>1</sup>	平川市	
五月十七日	午前十時三十分から 正午まで			
五月十八日	午前十時三十分から 正午まで			
五月十九日	午前十時三十分から 正午まで			
五月二十日	午前十時三十分から 正午まで			
五月二十三日	午後二時から 午後三時まで			平川市役所本庁舎前
五月二十四日	午前九時三十分から 正午まで			
五月二十五日	午前九時三十分から 午前十時まで			脇野沢地域交流センター
五月二十六日	午前九時三十分から 正午まで			
五月二十七日	午後二時から 午後三十分まで			
五月二十八日	午後二時から 午後三十分まで			戸沢地区公民館
五月二十九日	午後三時から 午後三十分まで			
五月三十日	午後一時三十分から 午後二時まで			正津川地区公民館
五月三十一日	午後二時から 午後三十分まで			
六月一日	午前十時三十分から 正午まで			川内庁舎前
六月二日	午前九時三十分から 正午まで			
六月三日	午前十一時三十分から 正午まで	むつ市		
六月四日	午前十一時三十分から 正午まで			
六月五日	午前十一時三十分から 正午まで	木野部地区公民館		
六月六日	午前十一時三十分から 正午まで			

五月三十一日	午前九時三十分から 正午まで	大畑庁舎車庫	東通村	
六月一日	午後一時から 午後三時まで			
六月二日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで			大畑加工冷蔵協同組合事務所前
六月三日	午後二時から 午後三十分まで			
六月四日	午後一時から 午後三十分まで			目名地区布名見の里
六月五日	午後二時から 午後三十分まで			
六月六日	午後九時三十分から 午前十時三十分まで			石持地区活力倍增センター
六月七日	午後十時から 午後十一時三十分まで			
六月八日	午後十一時から 午後十二時三十分まで			入口地区入口かしわの館
六月九日	午後十二時から 午後一時三十分まで			
六月十日	午後一時から 午後三十分まで			尻岩漁村センター
六月十一日	午後二時から 午後三十分まで			
六月十二日	午後三時から 午後四時三十分まで			岩屋漁業協同組合
六月十三日	午後四時から 午後五時三十分まで			
六月十四日	午後五時から 午後六時三十分まで			尻屋漁業協同組合
六月十五日	午後六時から 午後七時三十分まで			
六月十六日	午後七時から 午後八時三十分まで	小田野沢漁業協同組合		
六月十七日	午後八時から 午後九時三十分まで			
六月十八日	午後九時から 午後十時三十分まで	白糠漁業協同組合		
六月十九日	午後十時から 午後十一時三十分まで			
六月二十日	午後十一時から 午後十二時三十分まで	毘沙門・長富コミュニティセンター		
六月二十一日	午後十二時から 午後一時三十分まで			
六月二十二日	午後一時から 午後二時三十分まで	コミュニティセンター飯詰		
六月二十三日	午後二時から 午後三時三十分まで			
六月二十四日	午後三時から 午後四時三十分まで	コミュニティセンター三好		
六月二十五日	午後四時から 午後五時三十分まで			
六月二十六日	午後五時から 午後六時三十分まで	コミュニティセンター中川		
六月二十七日	午後六時から 午後七時三十分まで			
六月二十八日	午後七時から 午後八時三十分まで	五所川原市		
六月二十九日	午後八時から 午後九時三十分まで			

六月九日	午前十一時三十分から 午後二時まで	コミュニティセンター長橋	五所川原市
六月十三日	午前十一時から 正午まで	コミュニティセンター七和	
六月十四日	午前九時三十分から 正午まで	切田経済センター	十和田市
六月十五日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	藤坂支店	
六月十六日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	深持経済センター	十和田市
六月十七日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	沢田悠学館	
六月二十日	午前十時三十分から 正午まで	旧五所川原市建設機械格納庫	五所川原市
六月二十一日	午前十時三十分から 正午まで	コミュニティセンター松島	
六月二十二日	午前十時三十分から 正午まで	コミュニティセンター七和	五所川原市
六月二十三日	午後一時から 午後二時まで	コミュニティセンター長橋	

六月二十三日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市役所一般駐車場 車庫	十和田市
六月二十四日	午前十時三十分から 正午まで	常盤除雪センター	
六月二十七日	午前十一時から 正午まで	十和田おいらせ農業協同組合三本木事業所四号倉庫	十和田市
六月二十八日	午前九時三十分から 正午まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	
六月二十九日	午前九時三十分から 正午まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	藤崎町
七月四日	午前十時三十分から 正午まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	
七月五日	午前十時三十分から 正午まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	藤崎町
七月六日	午前十時三十分から 正午まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	
七月四日	午後一時から 午後二時まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	藤崎町
七月五日	午後一時から 午後三時まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	
七月六日	午後一時から 午後三時まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	藤崎町
七月七日	午後一時から 午後三時まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	



"	九月二十九日	午後一時から 午後三時まで	南部町役場南部分庁舎車庫	南部町
九月二十八日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	南部町立剣吉公民館		
"	九月二十七日	午後一時から 午後三時まで	南部町立中央公民館	階上町
九月二十六日	午前九時三十分から 正午まで	南部町立福地公民館車庫		
九月十六日	午後四時三十分から 午後十一時まで	ハートフルプラザはしかみ	平内町	
"	午後二時から 午後三時まで	森の交流館		
九月十五日	午後二時から 午後三十分まで	階上漁業協同組合	平内町	
"	午後一時から 午後三時まで	平内町立体育館		
九月十四日	午前十一時三十分から 午後三十分まで	山口コミュニティセンター	平内町	
"	午後二時から 午後三十分まで	所" 茂浦支		
"	午前十一時から 正午まで	支所荷捌所 東田沢	平内町	
九月十三日	午前十時から 午前十一時三十分まで	庫 平内町漁業協同組合本所車		
"	午後二時から 午後三十分まで	内童子コミュニティセン ター	平内町	
九月十二日	午後二時から 午後三十分まで	支所 平内町漁業協同組合清水川		
"	午後二時から 午後三十分まで	支所		

九月三十日	午前九時三十分から 正午まで	西越地区公民館	新郷村
"	午後二時から 午後三十分まで	三戸町役場斗川支所	
十月三日	午後二時から 午後三十分まで	三戸町役場斗川支所	三戸町
十月四日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	" 猿辺支所	
"	午後一時から 午後三時まで	三戸町中央公民館	三戸町
十月五日	午前九時三十分から 正午まで	三戸町中央公民館	
"	午後二時から 午後三十分まで	石亀地区研修センター	田子町
十月六日	午前十一時三十分から 午後三十分まで	石亀地区研修センター	
"	午後二時から 午後三十分まで	中央公民館車庫	田子町
十月七日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	中央公民館車庫	
十月十一日	午前十一時から 正午まで	五戸町役場浅田支所	五戸町
"	午後三時から 午後四時三十分まで	五戸町役場浅田支所	
十月十二日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	倉石コミュニティセンター	五戸町
"	午後三時から 午後四時三十分まで	倉石コミュニティセンター	
十月十三日	午前九時三十分から 正午まで	五戸町立公民館	五戸町
"	午後一時から 午後三時まで	五戸町立公民館	
十月十四日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	西越地区公民館	新郷村
"	午後三時から 午後四時三十分まで	西越地区公民館	

午前十時三十分から  
正午まで

新郷村役場車庫前

# 公 告

## 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十五条第一項の規定により定められた第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第三十八条第一項において準用する同法第三十七条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十八年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後
1 八戸市八日町四三の一、四四の一、四五、四六、四七、四八、八戸市朔日町一、二、三	1 八戸市八日町四三の一、四四の一、四五、四六、四七、四八、八戸市朔日町一、二、三
2 八戸市三日町二〇の一、八戸市六日町一六の二、一七	2 八戸市六日町一六の二、一七
3 八戸市三日町二一の一、八戸市六日町一四、一五、一六の一	3 八戸市六日町一四、一五、一六の一

## 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大和沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備（土砂崩壊）））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年四月十一日から同年五月十二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭